研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン に基づく体制整備等の不備に対する調査・指導の流れ

①チェックリストの提出

文部科学省の予算の配分又は措置で研究活動を実施する全ての研究機関は、毎年度、チェックリストを提出する。



① 特定不正行為が確認された研究機関からの報告書等の提出 特定不正行為が確認された研究機関はガイ

特定不正行為が確認された研究機関はガイドラインに基づき、報告書等を提出する。

仑

②チェックリストの回答の確認

文部科学省において、チェックリストの調査項目のうち、「体制整備等詳細確認調査及び管理条件対応状況調査実施方針」で定める調査項目に相当する部分の回答を確認する。



┃ 不備あり

②'報告書等の内容を精査

提出された報告書等を精査し、ガイドラインに 基づく体制整備や取組の状況(以下「体制整備 等」という。)について、体制整備等に改善を求 める必要があるかどうかを確認する。

√√不備あり

不備なしく

完了

完了

③電子メール又は対面による指導

体制整備や規程(以下「体制整備等」という。)に不備があった箇所を文部科学省から指導する。



④事前整理表の提出

指導を受けた研究各機関は速やかに規程等の改正や取組の改善に努め、規程等の改正案や取組の改善スケジュールが策定された段階、実際に規程等が改正後、取組が完了した後等に事前整理表を提出する。



⑤事前整理表の回答内容の確認

提出された事前整理表を文部科学省が点検し、改善内容を確認する。体制整備等に再び不備が確認された場合は再度指導するとともに、事前整理表の再提出を求める。

✓ 速やかな対応が確認された場合

▼速やかな対応が確認されない場合

完了

⑥体制整備等詳細確認調査の実施

事前整理表を用いた指導に対して、速やかな対応の完了が確認されない場合、体制整備等詳細確認調査に適宜移行する。体制整備等詳細確認調査は面接調査又は現地調査としている。



⑦公正な研究活動の推進に関する有識者会議での審議

完了

体制整備等詳細確認調査の結果に基づき、管理条件の付与の必要性について、公正な研究活動の推進に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)で審議する。

対応の完了が確認された場合

→ 対応の完了が確認されない場合

⑧管理条件の付与

有識者会議での審議結果に基づき、管理条件を付与する。管理条件の履行期限は原則として60日以内。



完 了

対応の完了が確認された場合

⑨管理条件対応状況調査の実施

管理条件の履行期限後、速やかに管理条件対応状況調査を実施する。管理条件調査については、管理条件の着実な履行が認められると文部科学省が判断するまで、繰り返し実施する。履行期限については文部科学省が設定する。

↑ √ 対応の完了が確認されない場合

⑩間接経費の削減・競争的資金等の執行停止

管理条件の履行が認められない回数に応じて、間接経費の削減や競争的資金等の執行停止を行う。